令和８年度

総会資料

日時　　令和８年６月２４日(水)

午後２時００分～

オンライン開催

埼玉県図書館協会

令和８年度　埼玉県図書館協会　総会　次第

令和８年６月２４日（水）１４：００から
Zoom ミーティング

１　開　　会

２　挨　　拶　　埼玉県図書館協会会長（埼玉県立久喜図書館長）　藤倉　陽子

３　議　　事
（１）　令和７年度事業報告について（第１号議案）
（２）　令和７年度歳入歳出決算について（第２号議案）
（３）　令和８年度役員(案)について（第３号議案）
（４）　令和８年度事業計画(案)について（第４号議案）
（５）　埼玉県読書推進運動協議会からの業務移管及びそれに伴う会則の改正(案)について（第５号議案）
（６）　「図書館と県民のつどい埼玉２０２６」の開催(案)について（第６号議案）
（７）　令和８年度予算(案)について（第７号議案）
（８）　諸規程の整備(案)について（第８号議案）
（９）　学校・大学図書館会費の改定(案)について（第９号議案）
（１０）　その他

４　記念講演
演題　「10 代の読書実態とニーズ」
講師　飯田　一史　氏（出版ジャーナリスト、ライター）

５　閉　　会

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
会議	会計監査	7.5.15	県立熊谷図書館	令和6年度会計の監査	3
	理事会	7.5.28	オンライン開催 （一部県立熊谷図書館）	・令和6年度事業報告及び決算報告 ・令和7年度事業計画（案）及び予算（案） ・「図書館と県民のつどい埼玉」検討委員会について ・その他	28
	総　会	7.6.24	オンライン開催 （一部県立熊谷図書館）	・令和6年度事業報告及び決算報告 ・令和7年度事業計画（案）及び予算（案） ・「図書館と県民のつどい埼玉」検討委員会について ・その他 ・記念講演 「図書館でゲームはありか？　埼玉での取り組みと最新実践例」 講師　井上　奈智 氏（近畿大学専任講師）	74
	常任理事会	8.3.12	オンライン開催	・令和7年度事業報告・予算執行状況 ・「図書館と県民のつどい埼玉2025」の結果 ・埼玉県読書推進運動協議会解散に伴う埼玉県埼玉県図書館協会会則改定 ・令和8年度事業概要（案） ・その他	15
主催事業	学校図書館 研究大会	7.7.30	越谷市中央市民会館	講演会 「子どものための物語を書く理由」 講師　額賀　澪 氏（作家） 分科会発表「情報活用」、「読書指導」	60
	館長等 研修会	8.1.16	Zoomライブ配信	講義 「問題利用者への対応(図書館の危機管理)－カスタマーハラスメントの視点から－」 講師　千　錫烈　氏（関東学院大学教授）	43
		8.1.29～2.17	動画配信		32
	図書館協力 担当者会	7.6.10	Zoomライブ配信 県立熊谷図書館 後日動画配信	相互貸借業務説明会 ・相互貸借業務の基本事項等について ・諸連絡	92
		7.10.16	Zoomライブ配信 県立熊谷図書館 後日動画配信	図書館協力担当者会 ・質問・協議等 ・諸連絡	87
	公共図書館等 職員研修会	第1回7.6.27 7.7.22 ～8.22	県立久喜図書館 オンデマンド配信	講演 「図書館と書店の連携について」 講師　植村 八潮 氏（専修大学文学部ジャーナリズム学科　教授）	182
		第2回 8.2.5 ～3.5	オンデマンド配信	講演 「ネットと生成AIの時代に、なぜ読書？なぜ図書館？？？」 講師　梅澤 貴典 氏（中央大学　職員／都留文科大学　非常勤講師）	201

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
主催事業	新任職員研修会	7.5.22	さいたま文学館	講義 「新しく図書館職員となった方へ」 講師 水澤 弘幸 氏（さいたま市立東浦和図書館主査） 講演 「図書館サービスと著作権」 講師 長谷川 清 氏（日本図書館協会著作権委員会委員／さいたま市立北図書館長）	93
		7.5.30 ～7.31	オンデマンド配信	講義 「埼玉県図書館協会について」 講師 県立熊谷図書館 企画担当（事務局） 講義 「図書館協力・相互貸借について」 講師 県立熊谷図書館 図書館協力担当 講義 「レファレンスについて」 講師 参考調査専門委員会 講義 「地域資料について」 講師 地域資料専門委員会 講義 「児童サービスについて」 講師 児童サービス専門委員会 講義 「障害者サービスについて」 講師 障害者サービス専門委員会 講義 「埼玉県立図書館について」 講師 県立熊谷図書館 企画担当（事務局）	
	中級職員研修会	第1・2回 7.11.26	さいたま文学館	講義 「図書館職員のためのファシリテーション入門①② ～図書館を活性化させるためのワークショップ」 講師 小田垣 宏和 氏（図書館パートナーズ代表）	13
		第3回 7.12.12 ～8.1.16	オンデマンド配信	講義 「政策動向の分析」 講師 是住 久美子 氏（田原市図書館 館長）	13
		第4回 8.2.5 ～3.5	オンデマンド配信	講義 「公共図書館のサービス評価」 講師 間部 豊 氏（帝京平成大学人文社会学部 准教授）	13

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
主催事業	図書館と県民のつどい埼玉2025	7.12.14	桶川市民ホール さいたま文学館	1　中学生のビブリオバトル（知的書評合戦） 2　こども読書活動交流集会 （1）わらべうた実践講座 「おはなし会でわらべうたを！～乳幼児から小学生に～」 （2）学校図書館講座 「多様な子どもたちへの読書支援～特別支援学級での取り組みを中心に～」 （3）こどもの本のひろば 3 展示・体験 ・公共図書館 「謎の手紙と失われた思い出～謎解きin図書館と県民のつどい埼玉2025～」 ブックケア講座「未来へつながる保存の技術」（県民向け補修講座） 他 ・高校図書館 「高校図書館　展示ツアー」 「A4用紙で立体オーナメントを作ろう」 他 ・大学等図書館等 「SALA加盟図書館所蔵資料展示会」 ・協賛企業展示	1,121

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
専門委員会	研修企画委員会	8.2.5	オンライン（Zoom）	埼玉県内公共図書館職員を対象とした体系的な研修について検討・企画。オンライン会議のほか適宜メールで意見聴取し研修企画に反映。	7
	参考調査専門委員会	ア　参考調査研修会（第1分科会）			
		第1回 7.9.8	さいたま市立中央図書館	講義 「レファレンスはじめの一歩」 講師　平間　幸代 氏（参考調査専門委員会委員長／さいたま市立桜図書館館長補佐）	22
		第2回 7.11.10	県立熊谷図書館	実習 「レファレンスインタビューと調査」（人文科学・社会科学・産業・地域資料分野）」 講師　参考調査専門委員	23
		イ　参考調査研修会（第2分科会）			
		第1回 7.10.20	県立熊谷図書館	実習 「レファレンス実習（人文科学・社会科学・産業・地域資料分野）」 講師　金子　晟 氏（県立熊谷図書館司書）	23
		第2回 7.12.8	県立久喜図書館	実習 「レファレンス実習（自然科学・技術・芸術・言語・文学分野）」 講師　松田　康佑 氏（県立久喜図書館司書）	22
		ウ　参考調査研修会（全体研修会）			
		8.1.29	さいたま市立中央図書館	講演 「レファレンスの実践的ツボと考え方」 講師　高田　高史 氏（神奈川県立金沢文庫　学芸課副主幹）	50
		エ　専門委員会			
		7.5.29	県立熊谷図書館	1　専門委員会の活動及び令和7年度研修計画 2　全体研修会実施計画	9
		8.1.29	さいたま市立中央図書館	1　令和7年度研修の総括 2　令和8年度研修計画案検討	8

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
専門委員会	障害者サービス専門委員会	ア　研修会の開催（年2回）			
		第1回 7.7.4	さいたま市立中央図書館	1　講義 「障害者サービスの概要と千葉市立図書館の障害者サービス」 講師　大川　和彦　氏（千葉市中央図書館情報サービス課） 2　講義 「みなサーチの紹介-障害者サービス用資料の検索と利用方法について-」 講師　杉田　正幸　氏（日本図書館協会障害者サービス委員会委員長/ 国立国会図書館利用者サービス部サービス運営課総合案内係） 3　みなサーチを使用した検索実習	33
		第2回 7.11.21	さいたま市立中央図書館	1　講義 「障害者サービスと著作権法」 講師　佐藤　聖一　氏 （日本図書館協会障害者サービス委員会委員／明治大学文学部兼任講師） 2　講義 「録音図書ができるまで」 講師　障害者サービス専門委員会事務局 3　講義 「音訳の実際～利用者にとって聞きやすい音訳とは～」 講師　齊藤　禮子　氏（音訳講師、埼玉県立図書館音訳者） 4　音訳実習「音声化処理（写真の読み）について」 講師　齊藤　禮子　氏（音訳講師、埼玉県立図書館音訳者）	51
		イ　障害者サービス実態調査の実施			
		県内公共図書館の障害者サービスの実態を集計し公表（令和8年2月）			
		ウ　専門委員会			
		7.5.22	オンライン（Teams）	1　令和7年度事業計画について 2　令和7年度第1回障害者サービス研修会について 3　令和7年度埼玉県の障害者サービス実態調査について 4　令和7年度第2回障害者サービス研修会について 5「録音資料製作マニュアル」の改訂について 6　その他　情報交換など	7
		8.2.17	オンライン（Teams）	1　令和8年度事業計画について 2　令和8年度第1回障害者サービス研修会について 3　その他　情報交換など	7
	地域資料専門委員会	ア　研修会の開催（年2回）			
		第1回 7.10.9	県立文書館 （講義のみTeams配信併用）	1　講義 「「地域資料を未来に繋げるために−今できる管理・保存の知識」 講師　新井 浩文 氏（埼玉県立文書館　学芸主幹） 2　研修テーマに係る情報交換会	36
		第2回 8.1.28−2.27	動画配信	講義 「地域資料、特に映像資料のデジタル化について」 講師　田村 貴司 氏（デジタルSKIPステーション）	33
		イ　専門委員会			
		7.5.28	オンライン（Zoom）	1　令和7年度地域資料専門委員会会長の選出について 2　令和7年度第1回地域資料研修会（デジタルアーカイブ情報　交換会）について 3　令和7年度第2回地域資料研修会のテーマについて	5
		8.3.12	オンライン（Zoom）	1　令和7年度地域資料研修会の振り返り 2　令和8年度第1回地域資料研修会について	5

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
専門委員会	児童サービス専門委員会	ア　研修会の開催			
		第1回 全体研修会 7.7.2	県立久喜図書館	講演 「ことばと心を育てる絵本」 講師　関谷　裕子 氏（こぐま社　元編集長）	71
		第2回 7.7.2	県立久喜図書館	A分科会 「児童サービス入門」 講義 「児童サービス概論」 講師　金子 浩 氏（さいたま市立桜図書館館長補佐兼係長） B分科会 「図書の評価とブックトーク」 講義 「子どもの本の評価概論」 講師　神原 和子 氏（元小川町立図書館副館長） C分科会 「乳幼児サービス」 講義 「乳幼児の発達」 講師　斉藤　みちよ 氏（埼玉県家庭教育アドバイザー）	57
		第3回 7.9.17	県立久喜図書館	A分科会 「児童サービス入門」 講義 「児童文学」 講師　代田 知子 氏（元三芳町立中央図書館館長／日本子どもの本研究会会長） B分科会 「図書の評価とブックトーク」 講義 「子どもの本の評価①」 講師　神原 和子 氏（元小川町立図書館副館長） C分科会 「乳幼児サービス」 講義 「乳幼児サービス概論・乳幼児向け絵本」（午前） 講師　五十嵐　静江 氏（元草加市立図書館副館長） 講義 「わらべうた実習」（午後） 講師　平田　潤子 氏（浦和子どもの本連絡会）	54
		第4回 7.11.19	県立久喜図書館	A分科会 「児童サービス入門」 講義 「絵本」（午前） 講師　五十嵐 静江 氏（元草加市立図書館副館長） 講義 「科学読み物」（午後） 講師　市川 美代子 氏（科学読物研究会／元公立図書館職員） B分科会 「図書の評価とブックトーク」 講義 「子どもの本の評価②」（午前） 講師　神原 和子 氏（元小川町立図書館副館長） 講義 「ブックトーク概論」（午後） 講師　西村 めぐみ 氏（三芳町立中央図書館副館長） C分科会 「乳幼児サービス」 講義 「実習ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの作成と練習」 講師　小野寺 るり子 氏（おはなしの森　おはなしボランティア指導者）	50

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
専門委員会	児童サービス専門委員会	第5回 8.1.21	県立久喜図書館 久喜市立中央幼稚園	A分科会 「児童サービス入門」 講義 「集会行事」(午前) 講師 鶴巻 拓磨 氏(川越市立西図書館主査) 講義 「選書」(午後) 講師 金子 浩 氏(さいたま市立桜図書館館長補佐兼係長) B分科会 「図書の評価とブックトーク」 講義 「ブックトーク実習」 講師 西村 めぐみ 氏(三芳町立中央図書館副館長) C分科会 「乳幼児サービス」 講義 「幼稚園実習」(午前) 講師 小野寺 るり子 氏(おはなしの森 おはなしボランティア指導者) 講義 「事例発表と情報交換」(午後) 講師 五十嵐 静江 氏(元草加市立図書館副館長)	54
		イ 専門委員会			
		第1回 7.5.14	県立久喜図書館	1 令和7年度児童サービス研修会年間計画等について 2 分科会の役割分担について 3 全体研修会について	8
		第2回 7.7.2	県立久喜図書館	1 第1回分科会実施報告及び第2回分科会準備について	8
		第3回 7.9.17	県立久喜図書館	1 第2回分科会実施報告及び第3回分科会準備について 2 令和8年度児童サービス研修会について 3 文部科学省令和8年度子供の読書活動優秀実践図書館・団体推薦候補の推薦について	8
		第4回 7.11.19	県立久喜図書館	1 第3回分科会実施報告及び第4回分科会準備について 2 令和8年度児童サービス研修会について	7
		第5回 8.1.21	県立久喜図書館	1 第4回分科会実施報告について 2 令和8年度児童サービス研修会年間計画について	8

《第1号議案》

令和7年度埼玉県図書館協会事業報告の概要

事業名		期日	会場	内容	人数
会報等の発行	埼玉の公立図書館	7.9.30		令和7年度「埼玉の公立図書館」の公開（ウェブサイト）、冊子印刷、発行（200部）	
その他	関東地区都県立図書館館長会議（関東地区公共図書館協議会）	7.10.6	県立熊谷図書館	1　講演 講演　「公立図書館における図書館職員の人材育成」 講師　青柳　英治　氏（明治大学文学部　教授） 2　聴取事項（テーマ「人材育成」）に関する情報交換 3　次期開催県挨拶（栃木県立図書館長） 4　館内見学	20
	「図書館と県民のつどい埼玉」検討委員会	第1回 7.7.29	オンライン（Zoom）	1　「図書館と県民のつどい埼玉」検討委員会の設置について 2　今後の「図書館と県民のつどい埼玉」について 3　主催団体等対象アンケート調査について 4　検討の進め方について	13
		第2回 7.10.29	オンライン（Zoom）	1　主催団体等対象アンケート調査の結果について 2　今後の「図書館と県民のつどい埼玉」について 3　今後のスケジュールについて	12
		第3回 8.1.27	オンライン（Zoom）	1　「図書館と県民のつどい埼玉2025」の開催結果について 2　「図書館と県民のつどい埼玉」検討委員会案に対する意見について 3　「図書館と県民のつどい埼玉2026」について	10
		8.2.5	－	「図書館と県民のつどい埼玉」検討委員会まとめ（公表）	

《第２号議案》

令和７年度 埼玉県図書館協会 歳入歳出決算調書

１ 歳入の部　　単位（円）

内訳	予算額	収入済額	比較増減額	備考
会費・負担金	1,875,000	1,867,000	△ 8,000	○小中等:1,095 高特:172 大:15 500円×1,282校=641,000円 ○公立図書館等:73館=1,226,000円
助成金	145,000	135,489	△ 9,511	○関東地区都県立図書館館長会議助成金35,489円 ○（財）日本教育公務員弘済会埼玉県支部助成金100,000円
雑収入	85,364	86,527	1,163	○日本図書館協会「地域図書館活動費」83,936円 ○預金利子 2,591円
繰越金	820,359	820,359	0	令和6年度からの繰越
合計	2,925,723	2,909,375	△ 16,348	

２ 歳出の部

項目	予算額	支出済額	差引残額	備考
総務費	579,000	472,751	106,249	
事務局費	509,000	452,311	56,689	
旅費	(20,000)	(0)	20,000	
消耗品費	(20,000)	(1,769)	18,231	関東地区都県立図書館館長会議　お茶代
通信費	(119,000)	(115,190)	3,810	郵送代、ウェブサイトライセンス料　等
賃金	(350,000)	(335,352)	14,648	臨時職員雇用
理事会費	10,000	0	10,000	
総会費	60,000	20,440	39,560	記念講演講師謝金
事業費	1,627,000	898,280	728,720	
研修事業費	886,000	486,174	399,826	５専門委員会、 館長等研修会、 公共図書館等職員研修会、 新任職員研修会、 中級職員研修会、 関東地区都県立図書館館長会議
図書館と県民のつどい事業費	640,000	311,676	328,324	ポスター・チラシ印刷・郵送代、レクリエーション保険、消耗品費　等
会報等発行事業費	101,000	100,430	570	埼玉の公立図書館発行
負担金	40,000	39,550	450	日本図書館協会、 青少年育成埼玉県民会議　等
予備費	679,723	56,430	623,293	Office2024・ウイルス対策ソフト購入 PC廃棄
合 計	2,925,723	1,467,011	1,458,712	

※　繰越金　　収入済額　－　支出済額　：　残額(繰越額)

2,909,375　1,467,011　1,442,364

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和８年５月１２日

監　事　大橋瑞穂

監　事　石間戸美佐

監　事　鈴木香奈子

《第3号議案》

埼玉県図書館協会　令和８年度役員(案)

令和８年４月１日現在

役職名	氏　名	所属名・職名	備考
会　長	藤倉　陽子	埼玉県立久喜図書館長	
副会長	伊藤 あゆみ	久喜市立本町小学校長	
	寺嶋　毅	埼玉県立久喜北陽高等学校長	
	川合　真紀	埼玉大学図書館長	
	阿部　晴光	さいたま市立中央図書館長	
(5名)	金巻　恵美	鳩山町立図書館長	
理事長	髙津　導	埼玉県立熊谷図書館長	
常任理事	宮原　礼典	所沢市立北秋津小学校長	
	髙橋　義樹	川口市立新郷東小学校長	
	木和田　美佐	さいたま市立原山中学校長	
	本城　千晶	埼玉県立北本高等学校長	
	風早　聡子	埼玉県立越谷東高等学校主任司書	
	佐藤　弘康	埼玉大学研究・連携推進部図書情報課長	
	石川　敬史	さいたま市図書館協議会委員長	
	安藤　禎洋	鴻巣市立鴻巣中央図書館長	
	新井　英希	上尾市図書館長	
	澁澤　武雄	深谷市立図書館長	
	川羽田　祥	久喜市立中央図書館長	
	関　信子	埼玉県立久喜図書館副館長	令和８年度新規
(13名)	長島　利弘	埼玉県立熊谷図書館教育主幹兼主席司書主幹	令和８年度新規
理　事	滝沢　慎	三郷市立栄中学校長	
	宮﨑　正子	三郷市立新和小学校教諭	
	日比　圭都	さいたま市立土合小学校校長	
	中井　美穂	越谷市立武蔵野中学校教諭	
	松田　功	埼玉県立越谷東高等学校長	
	遠藤　智久	埼玉県立川越南高等学校長	
	栗原　香菜子	埼玉県立上尾鷹の台高等学校教諭	
	髙橋　秀人	埼玉県立飯能高等学校主任司書	
	加々美　祐江	埼玉県立浦和高等学校主任司書	
	平岡　英里	埼玉県立浦和東高等学校主任司書	
	長谷川 美樹	文教大学学術情報部部長	
	谷田部　哲	川口市立中央図書館長	
	桜谷　玲子	志木市立柳瀬川図書館長	
	羽生田奈々絵	川越市立中央図書館長	
	木村　由里子	飯能市立図書館長	
	岡本　均	知識の森　嵐山町立図書館長	
	山内　哲也	鳩山町立図書館協議会副会長	
	廣島　裕子	寄居町立図書館長	
	松田　正	行田市立図書館長	
	清水　恭久	杉戸町立図書館長	
	松本　秀樹	久喜市立図書館運営審議会会長	
	山中　馨	埼玉県議会事務局図書室長	
	田中　速夫	埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課指導主事	
(24名)	江口　大貴	埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課副課長	
監　事	鈴木　香奈子	三郷市立彦郷小学校教頭	
	大橋　瑞穂	埼玉県立川越高等学校主任司書	
(3名)	石間戸　美佐	秩父市立秩父図書館長	

《第4号議案》

令和８年度埼玉県図書館協会事業計画（案）

１　会議の部

会 議 名	期日	会　場	内　　容
監　査	５月１２日	県立熊谷図書館	令和７年度 会計監査
理事会	５月２７日	オンライン開催	・令和７年度事業報告及び決算報告について ・令和８年度役員(案)について ・令和８年度事業計画(案)及び予算(案)について ・埼玉県読書推進運動協議会からの業務移管及び会則改正(案)について ・「図書館と県民のつどい埼玉2026」の開催(案)について ・諸規定の整備(案)について ・学校・大学図書館会費の改定について ・令和８年度総会開催(案)について ・その他
総　会	６月下旬ごろ	オンライン開催	・令和７年度事業報告及び決算報告について ・令和８年度役員(案)について ・令和８年度事業計画(案)及び予算(案)について ・埼玉県読書推進運動協議会からの業務移管及び会則改正(案)について ・「図書館と県民のつどい埼玉2026」の開催(案)について ・諸規定の整備(案)について ・学校・大学図書館会費の改定について ・その他 ○ 記念講演
常任理事会	３月初旬ごろ	オンライン開催	・令和８年度事業・予算執行状況等 ・その他

2　事業の部

（1）埼玉県図書館協会主催事業

事 業 名	内　　容
図書館と県民のつどい埼玉2026	記念講演、ビブリオバトル、こども読書活動に関する講座、公共図書館・高校図書館等による展示等
学校図書館 研究大会	全体会、講演会、講義、分科会
館長等研修会	講演等を行う。
相互貸借業務説明会	相互貸借業務の基本事項の説明及び諸連絡を行う。
図書館協力担当者会	相互貸借業務に係る協議及び諸連絡を行う。
公共図書館等職員研修会	公共図書館等の職員を対象に、専門委員会の研修でカバーできない分野について、年2回実施する。
新任職員研修会	図書館新任職員を対象に研修会を実施する。
中級職員研修会	中堅職員を対象に研修会を実施する。

⑵ 専門委員会の部

委員会名	内　　容
研修企画委員会	・研修計画の策定 ・研修会の開催
参考調査専門委員会	・専門委員会の開催 ・研修会の開催（第１・第２分科会、全体研修会）
障害者サービス専門委員会	・専門委員会の開催（５月、２月） ・研修会の開催（７月、１１月） ・障害者サービス実態調査の実施・報告（６月-１０月）
地域資料専門委員会	・専門委員会の開催 ・研修会の開催（１０月、１月）
児童サービス専門委員会	・専門委員会の開催 ・研修会の開催（Ａ～C分科会、全体研修会）

⑶ 会報等の部

事　業　名	内　　容
埼玉の公立図書館	・令和８年度版の発刊 ・埼玉県図書館協会ウェブサイトで公開 ・冊子版１部を各公共図書館等に配布

（4）その他

事　業　名	内　　容
埼玉県読書推進運動協議会 引継業務	埼玉県読書推進運動協議会からの業務移管に伴い、県内の読書推進に資するため、公益社団法人読書推進運動協議会から依頼のあった下記事業に対応する。 ① 「こどもの読書週間」「読書週間」行事補助金受入 ② 全国優良読書グループ表彰 ③ 「読書推進運動（付録等含）」等の機関誌の寄贈受入 ④ 協議会ポスター・チラシ等の送付 ⑤ 読書週間行事報告

件名　埼玉県読書推進運動協議会からの業務移管及びそれに伴う会則の改正(案)について

提案理由

埼玉県読書推進運動協議会の業務全般を埼玉県図書館協会に移管したいので審議願います。

概要

１　目的

埼玉県読書推進運動協議会の業務全般を埼玉県図書館協会に移管することで読書推進運動を県内公共図書館等の振興、図書館事業の進展と一体的に図り、一層の教育文化の向上に寄与する。また、業務全般の移管により運営体制の強化、内部統制の向上、人材確保及び事業継続性の確保並びに関係機関との連携拡充を図る。

２　移管期日

令和８年度埼玉県図書館協会総会承認後(令和８年６月２４日)

３　業務移管の範囲

（１）　総務・庶務・文書管理

（２）　会計・出納・監査対応

（３）　事業全般　「こどもの読書週間」「読書週間」行事実施・全国優良読書グループ表彰
「読書推進運動」等の機関誌の受領・
(公社) 読書推進運動協議会からの依頼に基づくポスター・チラシ等の送付
読書週間行事報告照会依頼　等

４　移管体制（案）

（１）　埼玉県読書推進運動協議会

「２　移管期日」をもって協議会を廃止する。

（２）　埼玉県図書館協会

- 「２　移管期日」をもって新たに次のとおり事務局を再編する。

  事 務 局 長（１名）

  事務局次長（２名）→事務局次長（３名）：読書推進運動担当１名増

  書　記　長（１名）

  書　　記（２名）

  専　門　員（４名）→専門員（６名）　　：読書推進運動担当２名増

- 「２　移管期日」をもって埼玉県読書推進運動協議会が所有する財産を取得する。
- 埼玉県図書館協会総会において次のとおり会則を改正する。

  （事業）

  第３条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

  一 県内図書館の整備促進及び事業推進

  二 図書館の事業及び運営に関する研修会、研究協議会等の開催

  三 図書館及び図書館関係者相互の連絡協力

  四 読書推進運動に係る事業（追加）

  五 調査研究の実施

  六 会報等の発行

  七 その他必要な事業

（事務局）

第１８条 この会の会務を処理するために事務局を置き、事務局に次の職員を置く。

一 事 務 局 長 １名

二 事務局次長 ３名

三 専門員及び書記 若干名

２ 事務局の職員は理事長が委嘱する。

5 スケジュール（案）

令和８年３月　埼玉県図書館協会常任理事会提案・承認

埼玉県読書推進運動協議会及び埼玉県図書館協会基本合意書締結

令和８年５月　埼玉県図書館協会理事会提案・承認

令和８年６月　埼玉県図書館協会総会提案・承認

同日　埼玉県読書推進運動協議会役員会提案・承認

同日　業務移管

同日　（公社）読書推進運動協議会移管報告

参考

埼玉県図書館協会会則　新旧対照表

新	旧
(事業) 第３条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 一 県内図書館の整備促進及び事業推進 二 図書館の事業及び運営に関する研修会、研究協議会等の開催 三 図書館及び図書館関係者相互の連絡協力 四 読書推進運動に係る事業 五 調査研究の実施 六 会報等の発行 七 その他必要な事業	(事業) 第３条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 一 県内図書館の整備促進及び事業推進 二 図書館の事業及び運営に関する研修会、研究協議会等の開催 三 図書館及び図書館関係者相互の連絡協力 四 調査研究の実施 五 会報等の発行 六 その他必要な事業
(事務局) 第１８条 この会の会務を処理するために事務局を置き、事務局に次の職員を置く。 一 事務局長 １名 二 事務局次長 ３名 三 専門員及び書記 若干名 ２ 事務局の職員は理事長が委嘱する。	(事務局) 第１８条 この会の会務を処理するために事務局を置き、事務局に次の職員を置く。 一 事務局長 １名 二 事務局次長 ２名 三 専門員及び書記 若干名 ２ 事務局の職員は理事長が委嘱する。

埼玉県読書推進運動協議会規約

（名称・事務局）

第１条　この会は、埼玉県読書推進運動協議会と称し、事務局を県立熊谷図書館内に置く。

（目的）

第２条　この会は、公益社団法人読書推進運動協議会と県内図書館との連携により、広く県民に対し読書の普及を推進させ、県民文化の進展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 公益社団法人読書推進運動協議会の事業の県内図書館への広報

(2) 公益社団法人読書推進運動協議会からの調査に対する回答

(3) その他必要な事業

（組織）

第４条　この会は、会長１名、副会長１名、監事１名、書記長１名、書記３名をもって構成する。

２　会長は、県立熊谷図書館長とする。

３　副会長は、県立久喜図書館長とする。

４　監事は、県立久喜図書館副館長とする。

５　書記長は、県立熊谷図書館副館長とする。

６　書記は、県立熊谷図書館職員の中から会長が委嘱する。

（任務）

第５条　会長は、この会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

３　監事は、会計を監査する。
４　書記長は、会務を総括する。
５　書記は、会務を処理する。
（会議）
第６条　この会の会議は、会長が招集する。
２　会議は、年１回開催し、予算及び決算その他重要事項を決定する。
３　必要がある場合は、臨時に会議を開くことができる。
（会計）
第７条　この会の経費は、公益社団法人読書推進運動協議会からの補助金をもってこれにあてる。
２　この会の会計年度は、毎年４月１日にはじまり、翌年３月３１日に終わる。
（解散）
第８条　この会は、第６条第２項又は第３項に定める会議において、組織全員の賛成があったときに解散する。
（財産の贈与）
第９条　第８条に定める解散となった場合は、この会の財産は事業を引き継ぐ団体又は国もしくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

附　則
１　この規約は、昭和３５年３月１７日から施行する。

平成２０年４月１日　改正

平成２５年４月１日　改正
平成２７年４月１日　改正
令和７年１１月１日　改正
令和８年２月１日　改正

《第6号議案》

「図書館と県民のつどい埼玉 2026」の開催(案)について

１　「図書館と県民のつどい埼玉」（以下「つどい」）検討委員会での検討結果について

（１）「つどい」検討委員会について

ア　委員構成

・主催４団体（埼玉県図書館協会・埼玉県学校図書館協議会・埼玉県高等学校図書館研究会・埼玉県教育委員会）

・「つどい」企画委員会：ビブリオバトル実行委員会・公共図書館部会・高校図書館部会・こども読書活動交流集会

・市町村立図書館、埼玉県大学・短期大学図書館協議会

イ　会議日程及び概要

・第１回：①「つどい」検討委員会の設置について、②主催団体等対象アンケート調査について、③検討の進め方について　等

・第２回：①主催団体等対象アンケート調査の結果について　等

・第３回：①「つどい」2025 開催結果について、②「つどい」検討委員会案に対する意見について、③「つどい」2026 について　等

（２）「つどい」検討委員会　検討結果について

ア　ターゲット：展示等のターゲットは現状のまま、児童生徒の不読率改善を意識して実施。

イ　組織：各主催団体等から当日運営スタッフを選出、市町村立図書館職員に「つどい」について説明、企画委員は共同展示等を検討。

ウ　会場：桶川市・県東部・県西部で実施、令和８年度は桶川市・令和９年度は早急に検討。

エ　予算：予算を縮減、講演料・広報費を削減

オ　記念講演：毎年度実施、作家にとらわれず研究者（大学教授）等幅広く人選。

カ　中学生のビブリオバトル：「つどい」と同時に開催、埼玉県学校図書館協議会が中心となり運営、当日司会進行を大学生ボランティアに要請

キ　こども読書活動交流集会：「つどい」と同時に開催、予算面で支援。

２　「図書館と県民のつどい埼玉 2026」開催要項（案）について：資料６－１のとおり

資料６－１

「図書館と県民のつどい埼玉 2026」開催要項（案）

― みんなが「図書館」でつながる日 ―

１　趣　　旨

（１）県内図書館の様々な活動を県民に紹介することで、図書館に対する県民の理解を深め、親しみを持ってもらう。

（２）県民との交流を通じて、より良い図書館サービスを考える契機とする。

（３）県内の子供読書活動に携わる方々や、公共図書館・大学図書館・高校図書館等の協働により実施することで、図書館に関わる連携を深める。

（４）不読率の改善につながるよう、県内図書館の魅力発信を通じて県民の読書活動の推進を図る。

（５）県民の読書環境がより豊かなものとなるよう、書店・出版社・新聞社など文字・活字文化を支える団体と図書館との連携を図る。

２　日時・会場

令和８年１２月６日（日）　午前１０時～午後４時

桶川市民ホール・さいたま文学館

３　内　　容

（１）記念講演

（２）こども読書活動交流集会

（３）中学生のビブリオバトル

（４）展示等

（５）その他

４　主　　催

埼玉県図書館協会、埼玉県教育委員会、埼玉県学校図書館協議会、

埼玉県高等学校図書館研究会

５　共　　催

さいたま文学館

６　後　　援（予定）

桶川市、桶川市教育委員会、ＮＨＫさいたま放送局、ＦＭ　ＮＡＣＫ５、
テレ玉、公益財団法人日本教育公務員弘済会埼玉支部、
埼玉県大学・短期大学図書館協議会（ＳＡＬＡ）、埼玉県書店商業組合、
一般財団法人出版文化産業振興財団（ＪＰＩＣ）、
公益財団法人文字・活字文化推進機構

７　協　　力（予定）

公益財団法人日本教育公務員弘済会埼玉支部助成事業、
埼玉県芸術文化祭２０２６協賛事業

８　協　　賛（予定）

株式会社伊藤伊、キハラ株式会社、埼玉新聞社、社会福祉法人埼玉福祉会、
一般社団法人ＹＡ出版会、株式会社ポプラ社

《第７号議案》

令和８年度 埼玉県図書館協会予算(案)について

１　収入

（１）助成金等

（公財）読書推進運動協議会補助金受入を新設：年間 40,000 円（ただし、令和８年度は 20,000 円）

（２）移管金

埼玉県読書推進運動協議会から業務移管に関わる財産収入（令和８年度のみ）

（３）事業積立金

新設：事業積立金で積み立てたものを受け入れる収入科目を新設

２　支出

（１）イベント事業費

図書館と県民のつどい事業に加え読書推進運動に係る事業を計上するため「図書館と県民のつどい事業費」から変更

（２）事業積立金

新設：「図書館と県民のつどい埼玉」で「記念講演」を実施する際に充当

３　令和８年度歳入歳出予算書（案）

別添資料７－１のとおり。

資料７－１

令和８年度埼玉県図書館協会歳入歳出予算書（案）

1　歳入の部

(単位：円)

内訳	本年度予算額	７年度予算額	比較増減額	備考
会費・負担金	1,867,000	1,875,000	△ 8,000	小 中 1,095　高特:172　大15 @500×1,282校=641,000円 公立図書館等:73館=1,226,000円
助成金等	120,000	145,000	△ 25,000	（財）日本教育公務員弘済会埼玉県支部助成金100,000円 （公財）読書推進運動協議会補助金20,000円
移管金	187,499	0	187,499	埼玉県読書推進運動協議会から
雑収入	85,936	85,364	572	預金利子2,000円 日本図書館協会地域図書館活動費83,936円
事業積立金			0	※事業積立金で積み立てたものを受け入れる収入科目
繰越金	1,442,364	820,359	622,005	令和7年度からの繰越
合計	3,702,799	2,925,723	777,076	

2　歳出の部

(単位：円)

項目	本年度予算額	７年度予算額	比較増減額	備考
総務費	196,000	579,000	△ 383,000	
事務局費	151,000	509,000	△ 358,000	
(旅費)	(10,000)	(20,000)	(△ 10,000)	事務局職員等旅費
(消耗品)	(20,000)	(20,000)	(0)	資料費・印刷費・事務用品費等
(通信費)	(120,000)	(119,000)	(1,000)	郵券、振込手数料、協会ウェブサイトライセンス料等
(賃金)	(1,000)	(350,000)	(△ 349,000)	臨時職員
理事会費	5,000	10,000	△ 5,000	消耗品費
総会費	40,000	60,000	△ 20,000	講演講師謝金代、消耗品費
事業費	1,995,000	1,627,000	368,000	
研修事業費	1,018,000	886,000	132,000	・共通経費（Zoomライセンス料、動画配信サイト契約料等）【新規】 ・学校図書館研究大会補助費 ・５専門委員会 ・館長等研修会 ・図書館協力担当者会 ・公共図書館等職員研修会 ・新任職員研修会 ・中級職員研修会 ・その他研修費【新規】
イベント事業費	856,000	640,000	216,000	図書館と県民のつどい事業 読書推進運動事業
会報等発行事業費	121,000	101,000	20,000	「埼玉の公立図書館」印刷
負担金	42,000	40,000	2,000	日本図書館協会、青少年育成埼玉県民会議等
事業積立金	0	0	0	図書館と県民のつどい埼玉記念講演充当
予備費	1,469,799	679,723	790,076	
合計	3,702,799	2,925,723	777,076	

《第8号議案》

件名　諸規程の整備(案)について

1　加盟館の組織変更に係る会則の改正

（1）改正理由

独立行政法人男女共同参画機構法の施行により、「独立行政法人国立女性教育会館」が解散し、「独立行政法人男女共同参画機構」がその一切の権利等を承継したことに伴い、埼玉県図書館協会会則における規定の整備を行うものです。

（2）改正内容

埼玉県図書館協会会則のうち「別表　会費・負担金算出基準」記載の「国立女性教育会館」について、「男女共同参画機構」に改正するものです。

2　諸規程の新規整備について

（1）整備理由

埼玉県図書館協会予算を適正に管理・執行するため、次のとおり規程を整備しようとするものです。

（2）整備内容

ア　埼玉県図書館協会　予備費支出規程（案）

別添資料８－１のとおり。

イ　埼玉県図書館協会　事業積立金取扱規程（案）

別添資料８－２のとおり。

参考

埼玉県図書館協会会則　別表　新旧対照表

新	旧
教育センター資料室	教育センター資料室
県議会図書室	県議会図書室
県民活動総合センター	県民活動総合センター
さいたま文学館	さいたま文学館
男女共同参画推進センター	男女共同参画推進センター
独立行政法人男女共同参画機構	国立女性教育会館
県社会福祉協議会	県社会福祉協議会
国立保健医療科学院	国立保健医療科学院

資料８―１

埼玉県図書館協会　予備費支出規程（案）

（目的）

第１条　本規程は、予備費の適正な管理及び支出に関する手続を定め、予算の運用を適正に行うことを目的とする。

（用語の定義）

第２条　予備費とはあらかじめ予算に計上された用途が未確定の費用とする。

（予備費の承認）

第３条　当該年度の予備費の額は総会による承認を得なければならない。

（支出基準）

第４条　予備費は、次に掲げる場合に支出できるものとする。

1　法令改正又は価格変動により見積もった予算額を超える場合

2　災害等により緊急に支出を要する場合

3　その他予算外の支出でやむを得ないと認められる場合

（伺い手続）

第５条 予備費を支出しようとする者は、支出理由、使用目的、積算額及び予備費充当額を明記した伺書を作成し、会長の承認を得なければならない。

（制限）

第６条　１件当たりの予備費充当額が 10 万円を超える場合は、常任理事会の承認を要する。

（緊急時の対応）

第７条 災害等緊急の場合は、前条による承認を省略することができる。

（総会への報告）

第８条　会長は、予備費を支出したときは翌年度の総会において報告しなければならない。ただし、予備費を充当した総額が 10 万円未満の場合は決算の報告で代えることができる。

（改廃）

第９条　本規程の改廃は、総会の承認を必要とする。

附則　この規程は、令和８年４月１日に遡って施行する。

資料８―２

埼玉県図書館協会　事業積立金取扱規程（案）

（目的）

第１条　本規程は、事業展開に必要な資金を確保するため、事業積立金の積立て、管理に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本規程における「事業積立金」とは、将来の事業資金として積み立てる資金をいう。

（積立ての対象）

第３条　事業積立金の対象とする資金は次に掲げるものとする。

１　「図書館と県民のつどい埼玉」における記念講演に係る経費

（積立額）

第４条　積み立てようとする額はその年度の総会において予算として承認を得なければならない。

（報告）

第５条　会長は積み立てられた総額を毎年度、総会において決算にあわせて報告しなければならない。

（取崩しの条件）

第６条　事業積立金は、第３条に定めたそれぞれの理由により総会の承認を得た場合は取崩しをすることができる。

２　緊急等やむを得ないと認められる場合は、会長の承認を得て取り崩すことができる。ただし、積立金の支出後速やかに理事会に報告しなければならない。

（目的外による取崩し）

第７条　事業積立金は第３条に定めた理由で支出する見込みが将来に渡ってなくなったときは総会の承認を得て取り崩すことができる。

（改廃）

第８条　本規程の改廃は、総会の承認を必要とする。

附則　この規程は、令和８年４月１日に遡って施行する。

《第9号議案》

件名　学校・大学図書館会費の改定(案)について

提案理由

当協会における予算の見直しにより削減される支出を調整するため、予算確保が難しい小・中学校等の会費を改定したいので審議願います。

概要

１　改定額及び対象

現行１校当たり５００円を２００円に改定

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学等

予算減　1,282 校×200 円－1,282 校×500 円＝▲384,600 円（学校等会費収入　256,400 円）

２　改定理由

令和７年度に事務局にて令和８年度予算の経費削減の見直しを行い、削減した支出を調整するために予算確保が難しくなっている小・中学校等の会費を改定するものです。

３　令和８年度予算のうち主な見直事項（対７年度予算）

（１）事務局費	▲350,000 円	オンライン会議等により資料作成などの業務が減少した臨時職員を廃止
（２）会議費	▲ 24,000 円	オンライン会議移行により会場借上げ料の減
（３）研修事業費	▲ 46,000 円	オンライン講義に対応した謝金の見直しによる減　等
（４）事業費	▲150,000 円	つどい記録集を電子データ提供への変更に伴う減
計	▲570,000 円	

４　改定時期　令和９年度予算から

（参考）

埼玉県図書館協会会則

最終改正　平成３０年６月８日

（名称及び事務所）

第１条　この会は、埼玉県図書館協会と称し、事務所を理事長所在の図書館に置く。

（目的）

第２条　この会は、県内の公共図書館（県議会図書室及び公民館図書室等を含む。以下同じ。）の振興を図るとともに、県内の公共図書館、学校図書館、大学図書館（短期大学図書館を含む。以下同じ。）、その他の図書館及び読書施設（以下、「図書館」という。）　並びにこの会に賛同するものの連携のもとに、図書館事業の進展を図り、教育文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

一 県内図書館の整備促進及び事業推進

二 図書館の事業及び運営に関する研修会、研究協議会等の開催

三 図書館及び図書館関係者相互の連絡協力

四 調査研究の実施

五 会報等の発行

六 その他必要な事業

（組織）

第４条　この会は、次に掲げるものをもって組織する。

一 県内の公共図書館及び図書館協議会

二 埼玉県学校図書館協議会を構成する図書館

三 埼玉県高等学校図書館研究会を構成する図書館

四 県内の大学図書館

五 前各号以外の図書館及び読書施設

六 この会の事業賛助者で理事会が推薦したもの

２ この会に次の部会を置くこととし、各部会において必要な事項を定め、協議及び事業等を行うことができる。

一 公共図書館部会

（参考）

二 学校・大学図書館部会

３ 前項に定める部会に研修会等を企画立案し、運営するため、専門委員会を置くことができる。

（会員）

第５条　この会の会員は、次の２種類とする。

一 施設会員 前条第１項第１号から第５号までに掲げるもの

二 賛助会員 前条第１項第６号に掲げるもの

（役員）

第６条　この会に次の役員を置く。

一 会長 １名

二 副会長 若干名

三 理事長 １名

四 常任理事 １５名以内

五 理事 ３０名以内

六 監事 若干名

（役員の選出）

第７条　会長、副会長、理事長、常任理事及び監事は、理事会で選出し総会において承認する。

２ 理事は、常任理事を含めて、おおむね次により選出するものとする。

一 県内公共図書館から１６名以内、図書館協議会から５名以内、埼玉県学校図書館協議会、埼玉県高等学校図書館研究会からそれぞれ８名以内、大学図書館から３名以内、 その他図書館及び読書施設から２名以内とする。

二 前号のほか、理事長は理事若干名を委嘱することができる。

３ 監事は、他の役員と併任できない。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（参考）

（役員の任務）

第９条　会長は、この会を代表し会務を総理する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３ 理事長は、会務を総括し、会議を招集してその議長となる。

４ 常任理事は、理事長を補佐し、常任理事会を組織するとともに、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

５ 理事は、理事長、常任理事とともに理事会を組織する。

６ 監事は、会計を監査する。

（顧問）

第１０条 この会に顧問を置くことができる。

２ 顧問は、理事会において推挙され会長及び理事長の諮問に応ずる。

３ 顧問の任期は２年とする。

（会議）

第１１条 この会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

２ 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会）

第１２条 定期総会は、毎年１回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたとき又は、 会員の３分の１以上の要求があったときは、臨時に総会を開くことができる。

２ 総会は、次に掲げる事項を決定する。

一 会則の制定及び改廃

二 役員の選任

三 事業計画及び収支予算

四 事業報告及び収支決算

五 その他重要な事項

（常任理事会）

第１３条 常任理事会は、理事会への提案事項その他について協議するため、理事長が必

（参考）

要と認めた場合に開くものとする。

（理事会）

第１４条 理事会は、理事長が必要と認めたときに開くものとする。

２ 理事会は、次に掲げる事項を決定する。

一 総会への提案事項

二 表彰規程の制定、改廃及びその運用

三 その他必要な事項

（経費）

第１５条 この会の経費は、次のものをもって充てる。

一 公共図書館の負担金

二 公共図書館以外の会員の会費

三 補助金

四 寄付金

五 その他の収入

（会費）

第１６条 この会の会費及び負担金の額については、別表に定めるところによる。

２ 公共図書館の負担金は、市町村立図書館にあっては市町村ごとに、他の公共図書館にあっては公共図書館ごとに負担するものとする。

（会計年度）

第１７条 この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２ 総会前の事業及び予算の必要な範囲の執行については、理事長の専決によって行うことができる。

（事務局）

第１８条 この会の会務を処理するために事務局を置き、事務局に次の職員を置く。

一 事務局長 １名

二 事務局次長 ２名

三 専門員及び書記 若干名

（参考）

２ 事務局の職員は理事長が委嘱する。

（細則）

第１９条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この会則は、平成１３年６月８日から施行する。ただし、第１７条第２項は平成１３年４月１日から適用する。

附則 この会則は、平成１４年６月５日から施行する。ただし、第１６条は平成１４年４月１日から適用する。

附則 この会則は、平成１５年６月１３日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附則 この会則は、平成１８年６月９日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附則 この会則は、平成２１年６月１２日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附則 この会則は、平成２２年６月９日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附則 この会則は、平成２３年６月８日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附則 この会則は、平成３０年６月８日から施行し、平成３０年４月１日から適用する

（参考）

別表 会費・負担金算出基準

１ 会費を学校・大学図書館１館当たり年額５００円とする。

２ 公共図書館の負担金の算出にあたっては、下記の表によるものとする。

区　　分	金　　額（円）
県立図書館	７０，０００円
教育センター資料室 県議会図書室 県民活動総合センター さいたま文学館 男女共同参画推進センター 国立女性教育会館 県社会福祉協議会 国立保健医療科学院	１５，０００円
市立図書館 人口　５０，０００人まで	１２，０００円
１００，０００　〃	１４，０００円
１５０，０００　〃	１６，０００円
２００，０００　〃	１８，０００円
２５０，０００　〃	２０，０００円
３００，０００　〃	２２，０００円
３５０，０００　〃	２４，０００円
４００，０００　〃	２６，０００円
４５０，０００　〃	２８，０００円
５００，０００　〃	３０，０００円
５５０，０００　〃	３２，０００円
６００，０００　〃	３４，０００円
６５０，０００　〃	３６，０００円
さいたま市立図書館	７０，０００円
町立図書館	１１，０００円
村立図書館	１０，０００円

※ 前年度４月１日現在の人口で算出（県統計課による。）する